公告第　４０　号
令和８年１１月２０日
支出負担行為担当官
防衛省防衛研究所企画部総務課
会計室長　　森　山　　剛
（公　印　省　略）

公　　告

下記により入札に付します。

記

１　入札方式　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象案件）

２　入札日時　令和８年１２月２２日（火）１４：００

３　入札場所　防衛省防衛研究所入札室（東京都新宿区市谷本村町５－１　　Ｆ１棟６階）
ただし、紙による入札参加者がいない場合は、会計室事務所とする

４　入札に付する事項

（１）　件　　名　　衛星画像購入（その２）（単価契約）

（２）　規格・数量等　　仕様書のとおり　１式

（３）　納入場所　　防衛省防衛研究所

（４）　納　　期　　令和９年３月３１日（水）

５　参加資格

（１）　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）　令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＣ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の参加資格を有する者。

（４）　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という）又は防衛研究所長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（６）　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

（７）　上記（３）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第１８条第４項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和８年１２月１１日（金）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省防衛研究所企画部総務課会計室へ提出すること。

ア　当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ　資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項　目	基　準	数　値
入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	３件以上 ２件 １件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	９人以上 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 ９～10人 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	6 5 4 3 2 1

注：１　特許には、海外で取得したものを含む。

２　技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ　ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ　株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ　国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２条第９項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第３に掲げるものをいう。）が同法第３４条の６第１項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ　国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ　グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（Ｊ－Ｓｔａｒｔｕｐ又はＪ－Ｓｔａｒｔｕｐ地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

６　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に予定数量を乗じた総価金額に当該金額の１０％に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７　入札保証金及び契約保証金　免除

８　入札の無効　５の参加資格の無い者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９　契約書作成の要否　　要（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））においても対応可）

１０　適用する契約条項　　物品売買契約条項

暴力団排除に関する特約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

１１　落札者が契約を結ばない場合には、落札金額の１００分の５以上の金額を違約金として徴収する。

１２　低入札価格調査の実施

（１）　予算決算及び会計令第８４条の規定に該当する競争入札の場合、入札の結果、入札価格が予算決算及び会計令第８５条の基準に該当することになった時は、入札価格を積算した資料及びその資料を証明する資料等（以下「積算資料等」という）の提出をすること。

（２）　積算資料等の提出に応じない場合又は提出した積算資料等が不十分な場合については、説明を求めるため応じること。

（３）　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。

１３　その他

（１）　入札参加希望者は下記担当者まで連絡のうえ、資格審査結果通知書（写）を提出し入札説明書及び仕様書を受領すること。

なお、入札説明書及び仕様書のメールによる配布を希望するものは、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：bouken-shiyousyokoufu@nids.dss.mod.go.jp

メール件名：公告番号□□号「件名（○○○）」入札説明書送付依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

（２）　本案件は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.geps.go.jp/）を利用した応札及び入開札手続により実施する。電子調達システムによる入札の場合は、令和８年１２月２１日（月）１７：００までに応札すること。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とする。

なお、郵便による入札の場合は、令和８年１２月２１日（月）１７：００までに必着のこと。

（３）　落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

（４）　本書記載事項の詳細については、下記担当者まで問い合わせること。

防衛省防衛研究所企画部総務課会計室会計第２係　山下
TEL. 03－3268－3111　内線 29124　FAX. 03-3260-3039